

# 青森県報

第九百八十二号

令和七年

十月二十二日

(水曜日)

## 目 次

## 告 示

|                                                           |             |   |
|-----------------------------------------------------------|-------------|---|
| ○ 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定                                   | (資源循環推進課)   | 一 |
| ○ 右 同                                                     | (同)         | 一 |
| ○ 准看護師試験の施行                                               | (医療業務課)     | 二 |
| ○ 身体障害者福祉法による医師の指定                                        | (福祉課)       | 二 |
| ○ 中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金<br>(第四弾) 給付等業務委託の支出に関する事務の委託 | (地域企業支援課)   | 二 |
| ○ 右 同                                                     | (同)         | 三 |
| ○ 右 同                                                     | (同)         | 三 |
| ○ 右 同                                                     | (同)         | 三 |
| ○ 右 同                                                     | (同)         | 三 |
| ○ 右 同                                                     | (同)         | 三 |
| ○ 右 同                                                     | (同)         | 三 |
| ○ 右 同                                                     | (同)         | 三 |
| ○ 公有水面埋立ての免許                                              | (漁港漁場整備課)   | 五 |
| ○ 漁船保険付保義務の発生                                             | (三八農林水産事務所) | 六 |
| 出先機関                                                      |             |   |
| ○ 土地改良区の役員の就任及び退任                                         | (中南農林水産事務所) | 六 |

## 告

## 示

### 青森県告示第五百二十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

令和七年十月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

| 名 称                | 埋 立 地 の 区 分                                                                                                        | 指 定 区 域              |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| つがる市木造稲垣一般廃棄物最終処分場 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第百三十号）第十三条の二第一号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三第十一項において読み替えて準用する同法第九条第五項の承認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場） | つがる市木造孤槌三好野一二五の四四の一部 |

### 青森県告示第五百二十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

令和七年十月二十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

| 名 称              | 埋 立 地 の 区 分                                                                                                       | 指 定 区 域             |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| つがる市車力一般廃棄物最終処分場 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三第十一項において読み替えて準用する同法第九条第五項の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場） | つがる市車力町屏風山一の一〇二〇の一部 |

青森県告示第五百三十号

令和七年度准看護師試験を次のとおり施行するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定により公示する。

令和七年十月二十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 試験の期日及び場所

1 期日 令和八年二月十日（火）

2 場所 青森市新町二丁目二の一

東奥日報新町ビル三階 New's ホール

二 受験願書受付期間

令和七年十一月二十五日（火）から十二月一日（月）まで。ただし、郵送の場合は十二月一日（月）までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇―八五七〇

青森市長島一丁目一の一

青森県健康医療福祉部医療薬務課医務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は原則として郵送による請求とするので、事前に青森県健康医療福祉部医療薬務課医務指導グループ（電話 〇一七―七三四―九二九一）に問い合わせること。

試験について不明な点は、同窓口にお問い合わせること。

青森県告示第五百三十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和七年十月二十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

| 氏 名    | 勤 務 す る 病 院 等             |                  | 診 療 科 目                | 指 定 年 月 日 |
|--------|---------------------------|------------------|------------------------|-----------|
|        | 名 称                       | 所 在 地            |                        |           |
| 岡本 亜希子 | 公益財団法人<br>鷹揚郷腎研究所<br>弘前病院 | 弘前市大字小沢<br>字山崎九〇 | 泌尿器科（じん臓機能障害、ぼうこう機能障害） | 令和七・一〇・一  |
| 村澤 洋美  | 公益財団法人<br>鷹揚郷腎研究所<br>弘前病院 | 弘前市大字小沢<br>字山崎九〇 | 泌尿器科（じん臓機能障害、ぼうこう機能障害） | 〃         |

青森県告示第五百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

| 名称      | 住所又は事務所の所在地  | 指<br>定<br>年<br>月<br>日 | 委<br>託<br>年<br>月<br>日 |
|---------|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 青森商工会議所 | 青森市新町一丁目二の一八 | 令和<br>七・一〇・六          | 令和<br>七・一〇・一五         |

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第四弾）給付等業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和七年十月十五日から令和八年三月三十一日まで

青森県告示第五百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

| 名称      | 住所又は事務所の所在地   | 指<br>定<br>年<br>月<br>日 | 委<br>託<br>年<br>月<br>日 |
|---------|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 弘前商工会議所 | 弘前市大字上鞆師町一八の一 | 令和<br>七・一〇・六          | 令和<br>七・一〇・一五         |

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第四弾）給付等業務

委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和七年十月十五日から令和八年三月三十一日まで

青森県告示第五百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

| 名称      | 住所又は事務所の所在地 | 指<br>定<br>年<br>月<br>日 | 委<br>託<br>年<br>月<br>日 |
|---------|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 八戸商工会議所 | 八戸市大字堀端町二の三 | 令和<br>七・一〇・六          | 令和<br>七・一〇・一五         |

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第四弾）給付等業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和七年十月十五日から令和八年三月三十一日まで

青森県告示第五百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

| 名称      | 住所又は事務所の所在地 | 指<br>定<br>年<br>月<br>日 | 委<br>託<br>年<br>月<br>日 |
|---------|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 黒石商工会議所 | 黒石市大字市ノ町五の二 | 令和<br>七・一〇・六          | 令和<br>七・一〇・一五         |

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第四弾）給付等業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和七年十月十五日から令和八年三月三十一日まで

青森県告示第五百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

| 名称        | 住所又は事務所の所在地  | 指<br>定<br>年<br>月<br>日 | 委<br>託<br>年<br>月<br>日 |
|-----------|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 五所川原商工会議所 | 五所川原市字東町一七の五 | 令和<br>七・一〇・六          | 令和<br>七・一〇・一五         |

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第四弾）給付等業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和七年十月十五日から令和八年三月三十一日まで

青森県告示第五百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

| 名称       | 住所又は事務所の所在地 | 指<br>定<br>年<br>月<br>日 | 委<br>託<br>年<br>月<br>日 |
|----------|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 十和田商工会議所 | 十和田市西二番町四の一 | 令和<br>七・一〇・六          | 令和<br>七・一〇・一五         |

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第四弾）給付等業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和七年十月十五日から令和八年三月三十一日まで

青森県告示第五百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十月二十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

| 名称      | 住所又は事務所の所在地   | 指<br>定<br>年<br>月<br>日 | 委<br>託<br>年<br>月<br>日 |
|---------|---------------|-----------------------|-----------------------|
| むつ商工会議所 | むつ市小川町二丁目一一の四 | 令和<br>七・一〇・六          | 令和<br>七・一〇・一五         |

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第四弾）給付等業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和七年十月十五日から令和八年三月三十一日まで

青森県告示第五百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十月二十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

| 名称        | 住所又は事務所の所在地  | 指<br>定<br>年<br>月<br>日 | 委<br>託<br>年<br>月<br>日 |
|-----------|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 青森県商工会連合会 | 青森市新町二丁目八の二六 | 令和<br>七・一〇・六          | 令和<br>七・一〇・一五         |

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第四弾）給付等業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和七年十月十五日から令和八年三月三十一日まで

青森県告示第五百四十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、令和七年十月十日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

令和七年十月二十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一

青森県知事 宮下宗一郎

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡今別町大字浜名字二ツ石一五五番地の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 X座標 プラス一三一七七二・六四七

Y座標 マイナス三一七九・六二五

②の地点 X座標 プラス一三一七七二・九六五

- ③の地点 Y座標 マイナス三一〇・一九・六二六  
X座標 プラス一三一六九六・三一五
- ④の地点 Y座標 マイナス三一〇・一九・四七四  
X座標 プラス一三一六九六・〇四四  
Y座標 マイナス三一五五・八五三

3 面積

一一、三五八・七二平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡今別町大字浜名字二ツ石一五五番地の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、アの地点からエの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とエの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 X座標 プラス一三一八二二・五一三  
Y座標 マイナス三一二四七・四五三
- イの地点 X座標 プラス一三一八二三・二七七  
Y座標 マイナス三〇八六二・三七六
- ウの地点 X座標 プラス一三一六二七・二二一  
Y座標 マイナス三〇八〇二・〇〇九
- エの地点 X座標 プラス一三一六二六・四五七  
Y座標 マイナス三一八六・六〇九

3 面積

七五、四九六・一九平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地、道路、護岸、岸壁

青森県告示第五百四十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一

項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和七年十月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

| 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 |         | 加入区の名称 |
|---------------------|---------|--------|
| 三沢市さつきヶ丘一丁目二三の七九    | 坂 岡 正 彦 | 三沢     |
| 三沢市鹿中二丁目五八の二〇七      | 宮 古 智 治 |        |
| 三沢市織笠二丁目二五七九の一      | 沼 山 邦 将 |        |

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、岩木川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和七年十月二十二日

青森県中南農林水産事務所長 齋 藤 禎 展

| 役員の<br>区 別 | 氏 名     | 住 所              | 就任及び退任<br>の年月日 |
|------------|---------|------------------|----------------|
| 監 事        | 今 潤 一   | 弘前市大字浜の町東三の二の一   | 令和<br>七・九・三就任  |
| 〃          | 齊 藤 秀 明 | 弘前市大字一町田字村元六六一の二 | 七・五・〇退任        |

|                                    |  |                                           |  |
|------------------------------------|--|-------------------------------------------|--|
| (発行所・発行人)<br>青森市長島一丁目一番一号<br>青 森 県 |  | (印刷所・販売人)<br>青森市第二問屋町三丁目一番七七号<br>東奥印刷株式会社 |  |
|                                    |  | 毎週月・水・金曜日発行<br>定価小口一枚二付二十一円七十銭            |  |